

KNC NETWORK NEWS

2017年9月23日 発行

経営一言：個人が持つ縁を他人と共有すると新しい価値が生まれる。

(Okatte(おかつて)主催 齊藤 志野歩)

ー 所長コメント：人脈造りは出会いから、出会いは「縁」から、即ち人脈は「縁」に始まる。そこには日々は見えないエネルギーや波動が働いている。ー



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707 号

TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

気になる記事：東芝、日米韓に売却決議。半導体2兆円「近日中に契約」

東芝は20日、半導体メモリー子会社「東芝メモリ」売却に向けて、米投資会社のベインキャピタルが中心の「日米韓連合」と株式譲渡契約を結ぶことを決議したと発表した。買収総額は2兆円で、契約が完了すれば懸案の債務超過の解消へ前進する。昨年に米原子力事業の巨額損失が発覚して以来、揺れ続けた東芝の経営再建は大きな転機を迎えた。

法人のみなし役員 《税務》

役員登記していない人でも、会社の意思決定に深く関わっているのであれば、法人税法上では役員と同じ立場とみなされ、報酬を損金にできません。

会社法では取締役、会計参与、監査役を役員と定義づけていますが、法人税法上ではそれよりも範囲が広く、①使用人以外の人、②本人や親族の株式所有割合が高い使用人のいずれかで、会社の経営に従事していると、肩書きにかかわらず役員とみなされることがあります。これを「のみなし役員」と言います。

のみなし役員に支払う給与は税務上の「役員給与」となり、ほかの社員への支払いと比べて税務上不利になります。例えば賞与が損金になりませんし、また残業代は毎月支給される一定額を除き損金に算入できません。

退職金を株式で支給 《税務》

退職金を自社の株式で支給する企業が増えてきています。税務上は、株式の評価額は現金で支給した場合と変わりはありません。たとえば、退職する役員が1千万円相当額の株式を支給されたならば、退職所得は1千万円ということですが。

非上場の中小企業では、社員が持ち株を売却して、退職金をもらうというケースも考えられます。この場合、自分の持ち物である株式を売却するという自己の権利を行使しているに過ぎず、退職金を支給されたことにはなりません。そのため、税務上、退職所得として取り扱われず、税の軽減を受けられないこととなります。

ただし、会社が本体の評価額以上で社員の持っている株を買って、差額分を退職金と売場合は、評価額以上の支払い分が会社の損害を増やす行為、つまり「利益圧縮」と見なされるケースも出てくるため、慎重な処理が求められます。

仕事の選び方 《経営》

近年は人手不足に悩む企業が少なくありません。では、勤めたい人が楽に仕事を見つけられるかと言えば、いつの時代も人は職業選択や就職活動に苦慮します。只、仕事が見つからないと悩んでいる人の中には、仕事の選び方や準備の方針を誤っている場合があります。人が仕事を真剣に選ぶ場合、大きな要素は自己の素質(体力・知力・性格・特技等)でしょう。個性的素質を明確に持っているような人は、比較的容易に仕事を決めるかもしれません。しかし、大多数の人は自己の素質が何であるかさえ自覚する事は難しいのではないのでしょうか。また、素質だけで思い通りの仕事を選べる訳ではなく、自己を取り巻く環境(家庭環境や経済状況等、境遇とも言う)とのバランスが重要となります。仕事を選ぶ時、一般に人は天職を理想としますが、自己の素質や努力とは関係なく他人の環境を羨む傾向があります。もし環境に問題があれば、それを克服する事こそ人が成長する素になります。

また、現代の高校生や大学生にとって、就職活動が社会人としての自覚が出来るか否かの大きな関門になります。時々、就職活動の負担によって、落ち着いた勉強が出来ないという批判があります。しかし、職業選択や就職活動に悩む事は、若者が自己の素質や環境を観察して、今後の人生設計をする有益な試練と捉えるべきでしょう。

ミスの多い社内預金の利子 《税務》

税務上の処理でよく間違えるのが、利子所得税と雑所得の取り扱いです。利子所得税は、一般的に銀行などへ預金を預けたときに付いてくる利息をいいます。具体的には、①国債、地方債など公社債の利子、②銀行、信用金庫、社内預金などの預貯金の利子、③貸付信託など合同運用信託の収益の分配金、④公社債投資信託の収益の分配金、⑤公募公社債などの運用投資信託の収益の分配金—などを指します。

このなかで特にミスが多いのが②のうち「社内預金の利子」でしょう。社内預金の利子であっても、従業員の家族の預け金、法人役員の預け金、退職者の預け金などは利子所得ではなく、雑所得として取り扱われます。

このほかにも利子所得と勘違いしやすいものに、学校祭や組合債の利子、知人または会社に対する貸付金の利子、公社債の償還差益または発行差益、定期積金または相互掛金の給付補てん金があります。これらはすべて「雑所得」です。